

～トピックス～

1. 代償分割による遺産分割
2. 税務カレンダー（2026年1月、2月の税務）
3. おススメ書籍のご紹介

経営者の名言シリーズ

人を熱烈に動かそうと思ったら、相手の言い分を熱心に
聞かなければならない

デール・カーネギー（実業家）

※経営者100の言葉より引用

代償分割による遺産分割

※記事提供元：ゆりかご俱楽部「税務会計トピックス」

◆代償分割とは

相続後も親の不動産に住み続ける場合、複数の相続人が不動産を共有で相続することは、将来の建替えや売却の際、所有者全員の同意を得なければならないなど、所有関係を不安定なものにしてしまいます。このように現物分割が困難な財産の場合に、特定の相続人が現物の財産を取得し、代わりに他の相続人には、それぞれの持分に応じて債務を負担して遺産分割することができます。これを代償分割と呼びます。

◆代償財産の価額の計算方法

代償分割で交付する財産（代償財産）の価額は、財産を取得した相続人が他の相続人に対して支払う債務（代償債務）の額となります。例えば相続人が兄弟2人で兄が親の居宅を相続して弟に金銭を支払う場合、居宅と敷地の相続税評価額を4,000万円、支払額を2,000万円とすると、それぞれの取得財産の価額は次のように計算します。

兄の課税価格： $4,000 - 2,000 = 2,000$ 万円

弟の課税価格： 2,000万円

また、居宅と敷地の評価額を時価とする場合、時価を5,000万円、支払う金銭を2,000万円とすると、それこれが取得する財産の価額は次のように計算します。

兄の課税価格 = $C - A \times C / B = 2,400$ 万円

弟の課税価格 = $A \times C / B = 1,600$ 万円

A：代償債務の額 2,000万円

B：代償債務の額の決定の基となった財産の通常の取引価額（時価） 5,000万円

C：代償債務の額の決定の基となった財産の相続税評価額 4,000万円

◆不動産で支払うと譲渡所得税が課税される

代償財産が相続人の所有不動産の場合、相続人は代償債務の支払いのため、自身の所有不動産を時価で譲渡したものとして、譲渡所得に課税されます。この場合、代償債務の負担額は、代償分割によって取得した相続財産の取得費に算入されません。

◆代償分割の活用

預貯金や株式、信託財産など金融資産を分割する場合、相続人の数が多いときは、分割に相続人間の同意がある場合でも、相続人全員が一堂に会して金融機関向けの申請書類に署名・押印する手続きは負担が重くなります。この場合も相続人代表者が代償分割を活用すれば手続きが楽になりそうです。金融機関と事前に相談しておくことをお勧めします。

2026年1月の税務

1月13日

- 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)

2月2日

- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

2026年2月の税務

2月10日

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月2日

- 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

●給与支払報告書の提出

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出(本年最初の給与支払日の前日)

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)
(1月中において市町村の条例で定める日)

●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○前年分贈与税の申告

(申告期間:2月2日から3月16日まで)

○前年分所得税の確定申告

(申告期間:2月16日から3月16日まで)

○固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
(2月中において市町村の条例で定める日)

今月のおススメ書籍

必読ベストセラーを超要約！ ビジネス書大全

一生モノの仕事力が身につく名著100冊を1冊にまとめてみた



ジャンル	スキルアップ・キャリア	生産性・時間管理
	リーダーシップ・マネジメント	経営戦略
著者	本の要約サービスflier編集部	
出版社	新潮社	出版社ページへ
出版日	2024年11月20日	

書籍要約サービス「フライヤー」の
詳細・お申込みは[こちら](#)



日本では年間約1万冊の新しいビジネス書が刊行されているという。だが、読書にかけられる時間は無限ではない。「どの本も面白そうだが、どれを選べばよいか迷ってしまい、結局読めていない」というケースもあるだろう。関心に合った本や、興味の幅を広げるための本を選ぶ際のガイドブックがあればどんなによいだろうか。そんな想いで、flier編集部はこの本を書きはじめた。

「あらゆる人が気軽に信頼できる知にふれられる『ヒラメキあふれる世界』をつくりたい」。flierは、そんな創業者の想いからスタートした。出版社や著者の協力のもと要約で紹介してきた本は3700冊を超える(2024年10月時点)。本書では、すべてを紹介したい気持ちを抱きつつ、次の7つのカテゴリを設けて、選りすぐりの100冊を紹介した。

本は、古今東西の世界に連れていってくれるものだ。本との出会いが、もっと気軽に信頼できる世界をつくりたい。そんな願いをこめて、flierは毎日要約を届けている。

◆◇◆ 詳細が気になった方はぜひ、
「フライヤー」をご利用ください◆◇◆

株式会社アビーナリーマネジメント

税理士法人アビーナリーマネジメント

株式会社アビーナリーネクスト



〒980-0811

仙台市青葉区一番町1-9-1

仙台トラストタワー7F

TEL: 022-225-5090

FAX: 022-225-5091